

例規(生総)第19号
平成14年3月4日

各部長・参事官・所属長 殿

千葉県警察本部長

質屋営業の許可申請書等の様式の制定について

質屋営業の許可申請書等の電算登録化に伴い、見出しの様式を次のとおり定め、平成14年3月4日から運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、質屋営業、古物営業の許可申請書等の様式の制定について(昭和50年2月例規(防)第2号)は、廃止する。

記

第1 趣旨

質屋営業法(昭和25年法律第158号)並びに質屋営業法施行規則(昭和25年総理府令第25号)以下「施行規則」という。)に基づく許可申請及び届出に関し、事務の合理化を図るため様式を定めるものとする。

第2 様式

次に掲げる許可申請書等の様式は、次のとおりとする。

- 1 質屋許可申請書 別記様式第1号
- 2 営業内容の変更許可申請書 別記様式第2号
- 3 営業内容の変更届出書 別記様式第2号
- 4 許可証の書換申請書 別記様式第2号
- 5 廃業届出書 別記様式第3号
- 6 休業届出書 別記様式第3号
- 7 死亡届出書 別記様式第3号
- 8 許可証の返納理由書 別記様式第3号
- 9 許可証亡失・盜難届出書 別記様式第4号
- 10 再交付申請書 別記様式第4号
- 11 質屋営業質物保管設備変更届 別記様式第5号

別記様式